

## 第八号

## 徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例の一部改正について

徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例**

徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例（平成二十年徳島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 小規模企業者 基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

第三条第一号中「中小企業者」の下に「及び小規模企業者（以下「頑張る中小企業者等」という。）」を加える。

第四条第一号及び第四号中「中小企業者」を「中小企業者等」に改め、同条に次の一号を加える。

六 小規模企業者が行う事業の持続的発展のための取組を支援するとともに、小規模企業の多様で活力ある成長発展の促進を図ること。

第五条の見出しを「(中小企業者等の責務)」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 小規模企業者は、その事業の持続的発展を図るため、円滑かつ着実に事業を運営するとともに、自らの成長発展を目指し、主体的かつ意欲的な事業活動に努めなければならない。

第八条中「(基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。)」を削る。

第十二条の見出し並びに同条第一項及び第三項から第六項まで、第十五条の見出し及び同条第一項並びに第十六条第四項中「中小企業者」を「中小企業者等」に改める。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(小規模企業の振興)

**第十七条** 県は、活力ある自立的な経済を構築するために、雇用を支え、新たな需要に的確かつ迅速に対応できる小規模企業の振興に努めるものとする。

- 2 県は、小規模企業が地域経済の安定化に果たす役割の重要性を認識し、創業及び起業、小規模企業者の事業の承継並びに人材の育成及び確保、地域の観光の振興等の視点に立った施策を講ずるものとする。
- 3 県は、小規模企業者の円滑かつ着実な事業活動に対する支援に努めるとともに、頑張る中小企業者を目指す小規模企業者の主体的かつ意欲的な事業活動に対する支援に努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

小規模企業が地域経済の安定化に果たす役割の重要性並びに小規模企業者の事業の持続的発展及び小規模企業の成長発展を図る必要性に鑑み、小規模企業の振興に関する施策を一層推進する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。